

水質事故時の対象 74 物質の検討（水濁法） 環境省



中央環境審議会水環境部会の排水規制等専門委員会（第 5 回）において改正水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及び対象物質に関する検討が行われました。水濁法では、水質事故への迅速な対応を図るため、事業場における事故時の措置を定めており、5 月に交付された改正水濁法により事故時の措置について対象物質・施設が拡大されることとなりました。今回、環境省から示されたたたき台では、応急措置と届出が義務付けられる物質として新たに定められる「指定物質」の検討対象として 74 物質が挙げられています。具体的には排水基準などが既に設定されている pH、銅、マンガン、フェノール類の他に 1,4-ジオキサンやアクリルアミド、メタノールなども含まれています。対象指定物質選定の考え方は、水環境において、有害性や存在状況から規制の対象となってきた物質や、水道水の管理対象となっている物質といった人の健康に直接かかわる物質に加えて、事故の起こりやすさといった観点から近年においてしばしば水質事故が発生する原因となっている物質を対象としています。

専門委員会では、今後、年内にも報告書案をとりまとめ、年度内の答申を予定しています。

当社では、水質汚濁防止法、下水道法に関する分析において長年の実績と経験があります。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010 年 10 月 27 日付 環境新聞

2010 年 10 月 19 日付 環境省中央環境審議会 排水専門委員会（第 5 回）議事

化学分析箇所 江上泰邦